

平成三十年政令第三百六十四号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

施行令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）第二条第一項及び第三項、第九条第二項（同法第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十五条第一項及び第三項、第二十条第一項及び第三项、第三十七条、第三十八条並びに第四十七条第一項、同条第二項において準用する国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百九条の十一第六項並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律第四十九条及び附則第十条から第十四条までの規定に基づき、この政令を制定する。

（法第一条第一項に規定する政令で定める額）

第一条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める額は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については七十八万七千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については七十八万九千三百円とする。

（法第二条第一項及び第十条第一項に規定する政令で定める要件）

第二条 法第二条第一項及び第十条第一項に規定する政令で定める要件は、法第二条第一項に規定する老齢基礎年金受給権者（以下この条及び第七条において単に「老齢基礎年金受給権者」という。）及び当該老齢基礎年金受給権者との世帯に属する者が、その年（一月から九月までの月分）の老齢年金生活者支援給付金及び一ヶ月から九月までの補足的老齢年金生活者支援給付金については、前年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）が課されていない者である。）こととする。

（法第二条第一項に規定する所得の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する所得は、市町村民税についての地方税法その他の市町村民税に關する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（法第二条第一項に規定する所得の額の計算方法）

第四条 法第二条第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の四月一日の属する

年分の市町村民税に係る地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額か、二号第一項第一号に規定する給付基準額をいふ。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千三百六十円」と読み替えて、法の規定を適用する。（未支払の老齢年金生活者支援給付金を受けることができる者の順位）

（給付基準額の改定）

第四条の一 令和六年四月以降の月分の給付基準額（法第三条第一号に規定する給付基準額をいふ。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千三百六十円」とあるのは、「五千三百六十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

（法第五条第一項に規定する前年所得額を点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率）とする。

一 補足的所得基準額から老齢基礎年金受給権者の法第二条第一項に規定する前年所得額を

控除して得た額

額（法第三条第一号に規定する給付基準額をいふ。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千三百六十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

（法第五条第一項及び第二十条第一項に規定する政令で定める額）

第五条 法第九条第二項（法第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。）

（法第十四条の規定により法第九条第二項の規定を準用する場合にあっては未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金に規定により同項の規定を適用する場合にあつては未支払の老齢年金生活者支援給付金を受けることができる者の順位）

（法第十四条の規定により法第九条第二項の規定を準用する場合にあっては未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金、法第十九条の規定により同項の規定を適用する場合にあつては未支払の遺族年金生活者支援給付金とす

る。）を受けることができる者の順位は、死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれら

の者以外の三親等内の親族の順序とする。

（法第十条第一項に規定する政令で定める額）

第六条 法第十条第一項に規定する政令で定める額（次条第二項各号において「補足的所得基準額」という。）は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については八十八万七千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については八十

八万九千三百円とする。

（法第十二条第一項に規定する政令で定める額）

第七条 法第十二条第一項に規定する政令で定める額（次条第二項各号において「特定扶養親族等の所得」という。）は、老齢基礎年金受給権者を受給資格者（法第五条第一項に規定する受給資格者をいう。）とみなして法第三条の規定を適用としたならば同条第一号（第二十九条又は第三十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額として算定されることとなる額に調整支給率を乗じて得た額（当該乗じて得た額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上一円未満の端数が生じたとき

は、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

二 前項の調整支給率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率）とする。

一 補足的所得基準額から老齢基礎年金受給権者の法第二条第一項に定める額を

控除して得た額

額（法第三条第一号に規定する給付基準額をいふ。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千三百六十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

（法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する政令で定める額）

第五条 法第九条第二項（法第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。）

（法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する政令で定める額）

第六条 法第十条第一項に規定する政令で定める額（次条第二項各号において「特定扶養親族等の所得」という。）は、老齢基礎年金受給権者を受給資格者（法第五条第一項に規定する受給資格者をいう。）とみなして法第三条の規定を適用したならば同条第一号（第二十九条又は第三十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額として算定されることとなる額に調整支給率を乗じて得た額（当該乗じて得た額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上一円未満の端数が生じたとき

は、この年度（当該年度）といふ。）分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十六条第二項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所徴法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

二 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第三十五条第一項第一号に規定する控除額に相当する額の合計額とする。

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額の合計額とする。

三 第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第三十五条第一項第一号に規定する控除を受けた者については、当該控除の対象となつた障害者（国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金の全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者を除く。）一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、四十万円）、同項第八号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けた者につき二十七万円（同項第八号の二に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する所得の額の計算方法）

四 第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第三十五条第一項第一号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けた者につき二十七万円

(以下この項及び次条第二項において「指定法人」という。)及び同法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(次条第二項において「連合会」という。)の順に経由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して行うものとする。

第十九条 市町村は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供を行うものとする。

一 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に関し求めがあつた場合

二 年金生活者支援給付金受給者等の基準日が属する年の前年中の法第二条第一項に規定する公的年金等の収入金額と同年の所得との合計額

三 年金生活者支援給付金受給者等及び基準日において年金生活者支援給付金受給者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者につき、基準日の属する年度分の市町村民税が課されていない者であるか否かの別

四 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給に関し求めがあつた場合

五 年金生活者支援給付金受給者等の基準日次に掲げる事項

六 年金生活者支援給付金受給者等の扶養親族等(特定年齢扶養親族にあっては、控除対象扶養親族に限る。)の有無及び数(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一扶計配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等であるときは、それぞれそれらの者の数)

七 前条第一項の通知を受けた場合における前項の規定による情報の提供は、連合会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由して、厚生労働省令で定める期日まで行うものとする。(機構が収納を行ふ場合)

八 法第四十七条第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第二項の規定による督促を

(市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供)知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供を行うものとする。

一 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に関し求めがあつた場合

二 次に掲げる事項

三 年金生活者支援給付金受給者等の基準日が属する年の前年中の法第二条第一項に規定する公的年金等の収入金額と同年の所得との合計額

四 年金生活者支援給付金受給者等及び基準日において年金生活者支援給付金受給者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者につき、基準日の属する年度分の市町村民税が課されていない者であるか否かの別

五 年金生活者支援給付金受給者等の扶養親族等(特定年齢扶養親族にあっては、控除対象扶養親族に限る。)の有無及び数(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一扶計配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等であるときは、それぞれそれらの者の数)

一 法第四十七条第一項の収納を行ふ日

二 法第四十七条第二項において準用する国民年金法第一百九条の十一第二項の規定により任命された法第四十七条第一項の収納を行ふ日

三 法第四号及び第二十五条において「収納職員」という。)であつて併せて法第四十二条第一項の徴収職員として同条第二項において準用する国民年金法第一百九条の六第二項の規定により任命されたもの(以下この号及び次号に

四 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該収納・徴収職員による法第三十一条第一項の規定による徴収金の収納を希望した場合

五 法第三十号に掲げる場合のほか、法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる国税滞納処分の例によ

六 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該徴収金等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を会計法(昭和二年法律第三十五号)第四条の二第三項に規定する歳入徴収官に報告しなければならない。

七 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

八 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該徴収金等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。

九 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

十 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

一 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

二 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

三 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

四 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

五 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

六 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

七 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

八 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

九 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

十 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

一 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

二 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

三 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

四 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

五 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

六 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

七 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

八 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

九 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

十 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

一 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

二 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

三 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

四 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

五 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

六 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

七 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

八 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

九 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

十 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

一 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

二 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

三 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

四 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

五 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

六 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

七 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

八 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

九 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

十 法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため法第四十一条第六号に掲げる國税滞納処分の例によ

(法附則第十一條に規定する政令で定める老齢を支給事由とする年金たる給付)

第二十九条 法附則第十一條に規定する老齢年金受給者等に係る老齢年金生活者支援給付金の支給要件に関する規定等の(読み替え)

第二十九条 法則第十一條の規定により適用するものとされた法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

求を含む。)

含む。)と昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項各号に掲げる期間(昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限り、その者の二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成三十年政令第三百六十四号)第二十八条各号及び第三十二条各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の額の計算の基礎となるものに限る。)とを合算して得た次の表の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数で除して得た数(その数が一を上回るときは、二)を乗じて得を額

額得じを一きる上一数（そのたて乗）

号二第三条	に同様の法他いを期免陥る定に二条第同規項りに規令の、い間除料保す規項第五法	昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者									
表の下欄に掲げる数	旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含む。)の月数の六分の一に相当する月数を前号の表の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同一欄に掲	た 後 に 生 ま れ	昭和十六年 四月二日以 降に生 ま れ	昭和十五年 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者	昭和十五年 四月二日か ら昭和 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者	昭和十四年 四月二日か ら昭和 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者	昭和十四年 四月二日か ら昭和 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者	昭和十三年 四月二日か ら昭和 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者	昭和十三年 四月二日か ら昭和 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者	昭和十三年 四月二日か ら昭和 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者	昭和十三年 四月二日か ら昭和 年四月一 日まで の間 に生 ま れた 者
			十 四 百 八		十八 四 百 六		十六 四 百 五		十四 四 百 四		十二 四 百 三

四 勘定に六条第一項の六数のくを期係料保れともな要とる付りに規項第十第同みを期免勘定
分料保す規項第五法一分の月除間るに險たさのいしをこす納よ定の一三条九法、倉間たさみ間除料保

お号こ以す度を八四数た算を月げに各七二法と月(当)数る當に一分十数の期免の四險る定に同はつに期免のいにの下る。と限十百月し合数る掲号条十第同数該月す相の二の月間除一分料保す規項、てあ間除一

<p>第三十条 法附則第十二条に規定する政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付</p> <p>(法附則第十二条に規定する政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付)</p>	<p>条 第一 十 四 〇 度を月し控数た算を月げに各当か八四きる超十百が月し合とじ。百をると限数た除を月し合数る掲号該ら十百は、とえを八四数た算を同</p>
<p>第三十一条 法附則第十二条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、第十三条の二第二号イからハまでに掲げる年金たる給付とする。</p>	<p>条 第三 十 四 〇 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第二十九条の規定により読み替えられた第三条</p>

(旧国民年金法による障害年金受給者等に係る障害年金生活者支援給付金の支給要件に関する規定等の読み替え)

第百六十条		第五十一条 第一項	
裁 定 請 求	付 給 基 準 へ 基 額	國 民 年 金 法 第 三 十 條 項 第 二 條 項 に 規 定 す る	障 害 基 礎 年 金 す る と す る
給付基準額とする。ただし、 求を含む。)	給付基準額とする。	次の各号のいずれかに掲げる障害 を支給事由とする年金たる給付の 区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める規定において、	一級(第三号に掲げる障害年金で あって職務上の事由によるものに あつては、一級又は二級) 当該年金たる給付

<p>（法附則第十三条に規定する政令で定める退職を支給事由とする年金たる給付）</p> <p>第三十二条 法附則第十三条に規定する退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、第十三条の二第一号ニからチまでに掲げる年金たる給付とする。</p> <p>（旧国共済法による退職年金受給者等に係る老齢年金生活者支援給付金の支給要件に関する規定等の説替え）</p> <p>第三十三条 法附則第十三条の規定により適用するものとされた法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金</p> <p>（「旧厚生年金保険法別表第四」による障害年金）</p> <p>（「旧船員保険法別表第一」による障害年金）</p> <p>（「昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）以下この号において「旧船員保険法」という。）による障害年金</p>
<p>四百八十で除して得た数と、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八条第二項各号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限り、その者の二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十二条各号に掲げる退職を支給事由とする年金たる給付の額の計算の基礎となるものに限る。）の月数を次の表の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数で除して得た数とを合算して得た数（その数が一</p>	<p>上を一が数の（そ）数た得てし除で十八百四</p>

額た得てじ乗を一はきとる回

を上回るときは、一）を乗じて得た額

大正六年四月 までに生 れた者	二日以前に生 れた者	大正七年四月 までに生 れた者	二日から大正 八年四月一日 までの間に生 れた者	大正七年四月 二日から大正 八年四月一日 までの間に生 れた者	大正八年四月 二日から大正 九年四月一日 までの間に生 れた者	大正八年四月 二日から大正 九年四月一日 までの間に生 れた者	大正九年四月 二日から大正 十年四月一日 までの間に生 れた者	大正十年四月 二日から大正 十一年四月一 日までの間に 生まれた者	大正十一年四 月二日から大 正十二年四月
百八十九 人	二百五 人	二百四 人	二百二 人	一百八 十人	二百四 人	二百四 人	二百二 人	一百八 十人	二百五 人

お従前の例による。